

2.2

業績データ 財産の状況

1 財務諸表

当社は、旧「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」第2条の規定に基づき、保険業法第111条第1項の規定により公衆の縦覧に供する書類のうち、貸借対照表、損益計算書について中央青山監査法人の監査を受けています。

1 貸借対照表

科目	(単位：百万円)		
	年度 平成16年度末 <small>(平成17年3月31日現在)</small>	平成17年度末 <small>(平成18年3月31日現在)</small>	増減額
資産の部			
現金及び預貯金	7,295	2,155	△ 5,139
現金	1	1	—
預貯金	7,294	2,154	△ 5,139
有価証券	5,524	15,030	9,505
国債	—	9,628	9,628
地方債	409	—	△ 409
外国有価証券	4,610	503	△ 4,107
その他の証券	504	4,899	4,394
不動産及び動産	546	517	△ 28
土地	210	210	—
建物	180	150	△ 30
動産	155	157	1
その他資産	11,066	8,754	△ 2,312
未収保険料	—	1	1
代理店貸	124	112	△ 11
未収金	1,214	1,348	134
未収収益	11	21	10
預託金	114	92	△ 21
地震保険預託金	34	44	10
仮払金	705	968	263
保険業法第113条繰延資産	7,771	5,180	△ 2,590
ソフトウェア	901	719	△ 182
その他の資産	190	264	74
貸倒引当金	△ 21	△ 14	7
資産の部合計	24,411	26,444	2,032

科目	(単位：百万円)		
	年度 平成16年度末 <small>(平成17年3月31日現在)</small>	平成17年度末 <small>(平成18年3月31日現在)</small>	増減額
負債の部			
保険契約準備金	14,333	19,675	5,342
支払備金	3,792	6,741	2,948
責任準備金	10,540	12,934	2,393
その他負債	1,279	1,504	224
再保険借	0	0	—
外国再保険借	0	3	3
未払法人税等	56	74	18
預り金	23	24	1
未払金	735	794	58
仮受金	463	606	143
退職給付引当金	127	233	106
賞与引当金	95	122	26
価格変動準備金	1	3	1
負債の部合計	15,837	21,538	5,701
資本の部			
資本金	13,971	14,971	1,000
資本剰余金	12,471	13,471	1,000
資本準備金	12,471	13,471	1,000
利益剰余金	△ 17,680	△ 23,243	△ 5,562
当期末処理損失	17,680	23,243	5,562
(当期純損失)	(4,823)	(5,562)	(739)
株式等評価差額金	△ 187	△ 293	△ 105
資本の部合計	8,574	4,906	△ 3,668
負債及び資本の部合計	24,411	26,444	2,032

(平成17年度の注記事項)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法は次のとおりであります。
 - (1) その他有価証券のうち時価のあるものの評価は、期末日の市場価格等に基づく時価法により行なっております。なお、評価差額は全部資本直入法により処理し、また、売却原価の算定は移動平均法に基づいております。
 - (2) その他有価証券のうち時価のないものの評価は、移動平均法に基づく原価法又は償却原価法により行なっております。
2. 不動産及び動産の減価償却は、定率法により行なっております。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)については、定額法によることとなります。
3. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算は、外貨建取引等会計処理基準に準拠して行なっております。
4. 貸倒引当金は、資産の自己査定基準及び償却・引当基準に基づき、次のとおり計上しております。

破産、特別清算、手形交換所における取引停止処分等、法的・形式的に経営破綻の事実が発生している債務者に対する債権及び実質的に経営破綻に陥っている債務者に対する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額等を控除し、その残額を引当てております。

今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に対する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を引き当てております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績等から算出した貸倒実績率を債権額に乘じた額を引当てております。

また、全ての債権は資産の自己査定基準に基づき、対象資産の所管部門が資産査定を実施し、当該部署から独立した財務部並びに業務監査部が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当てを行なっております。
5. 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

なお、従来は退職給付に係る会計基準(「退職給付に係る会計基準の設定に関する意見書」企業会計審議会 平成10年6月16日)の簡便法を適用し、従業員の退職給付に備えるため、退職一時金制度についての退職給付にかかわる期末自己都合要支給額による退職給付債務を計上しておりましたが、当期から原則法を適用しております。

この変更により、従来の方法に比べて、経常損失は16百万円、税引前当期純損失は69百万円それぞれ増加しています。

なお、数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数による定額法により発生年度から費用処理することとしております。

簡便法から原則法への変更による差額52百万円については、当期に一括して特別損失に計上しております。
6. 賞与引当金は、従業員の賞与に充てるため、支給見込額に基づいて計上しております。
7. 価格変動準備金は、株式等の価格変動による損失に備えるため、保険業法第115条の規定に基づき計上しております。

8. 消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、損害調査費、営業費及び一般管理費の費用は、税込方式によっております。

なお、資産に係る控除対象外消費税等相当額は仮払金に計上し、5年間で均等償却を行なっております。
9. 保険業法第113条繰延資産の償却額の計算は、定款の規定に基づき行なっております。
10. 資産に計上している自社利用のソフトウェアの減価償却については、当社内における利用可能期間(原則5年)に基づく定額法によっております。
11. 不動産及び動産の減価償却累計額は553百万円であります。
12. 親会社に対する金銭債権総額は42百万円、金銭債務総額は3百万円であります。
13. 商法施行規則第92条に規定する資本の欠損の額は、232億43百万円であります。
14. 当期末における支払備金及び責任準備金の内訳は次のとおりであります。

(支払備金)	
支払備金(出再支払備金控除前、(口)に掲げる保険を除く)	7,021百万円
同上にかかる出再支払備金	321百万円
差引(イ)	6,700百万円
地震保険および自動車損害賠償責任保険にかかる支払備金(口)	40百万円
計(イ+口)	6,741百万円
(責任準備金)	
普通責任準備金(出再責任準備金控除前)	9,451百万円
同上にかかる出再責任準備金	— 百万円
差引(イ)	9,451百万円
その他の責任準備金(口)	3,482百万円
計(イ+口)	12,934百万円
15. 退職給付に関する事項は次のとおりであります。
 - (1) 退職給付債務及びその内訳

退職給付債務	△ 221百万円
未積立退職給付債務	△ 221百万円
未認識数理計算上の差異	△ 12百万円
退職給付引当金	△ 233百万円
 - (2) 退職給付債務の計算基礎

退職給付見込額の期間配分方法……期間定額基準	
割引率……	1.8%
数理計算上の差異の処理年数……	5年
16. 繰延税金資産の総額は7,725百万円ですが、評価性引当額としてその全額を繰延税金資産の総額から控除しております。繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳は、税務上の繰越欠損金6,151百万円、責任準備金1,225百万円です。
17. 金額は記載単位未満を切り捨てて表示しております。

2 損益計算書

		(単位：百万円)			
		年度	平成16年度	平成17年度	増減額
科目			(平成16年4月1日から 平成17年3月31日まで)	(平成17年4月1日から 平成18年3月31日まで)	
経常損益の部	経常収益		16,328	20,303	3,975
	保険引受収益		16,207	20,146	3,939
	正味収入保険料		16,203	20,140	3,937
	積立保険料等運用益		3	6	2
	資産運用収益		111	103	△ 8
	利息及び配当金収入		75	105	29
	有価証券売却益		32	4	△ 28
	その他運用収益		7	—	△ 7
	積立保険料等運用益振替		△ 3	△ 6	△ 2
	その他経常収益		9	53	44
	貸倒引当金戻入額		—	7	7
	その他の経常収益		9	46	37
	経常費用		21,299	25,840	4,540
	保険引受費用		11,472	15,579	4,106
	正味支払保険金		6,382	8,808	2,425
	損害調査費		829	1,042	212
	諸手数料及び集金費		359	385	26
	支払備金繰入額		1,288	2,948	1,660
	責任準備金繰入額		2,612	2,393	△ 218
	その他保険引受費用		0	—	△ 0
	資産運用費用		—	205	205
	有価証券売却損		—	198	198
	有価証券評価損		—	7	7
	営業費及び一般管理費		7,214	7,463	248
	その他経常費用		2,612	2,591	△ 21
	貸倒引当金繰入額		21	—	△ 21
保険業法第113条繰延資産償却費		2,590	2,590	—	
その他の経常費用		0	1	0	
経常損失		4,971	5,536	565	
特別損益の部	特別利益		203	91	△ 112
	不動産動産処分益		—	0	0
	その他特別利益		203	90	△ 113
	特別損失		47	100	52
	不動産動産処分損		45	45	△ 0
	価格変動準備金繰入額		1	1	0
その他特別損失		—	52	52	
税引前当期純損失		4,814	5,545	730	
法人税及び住民税		8	17	8	
当期純損失		4,823	5,562	739	
前期繰越損失		12,857	17,680	4,823	
当期末処理損失		17,680	23,243	5,562	

(平成17年度の注記事項)

1. 親会社との取引による収益総額は39百万円、費用総額は3百万円であります。

2. ①正味収入保険料の内訳は、次のとおりであります。

収入保険料	20,248百万円
支払再保険料	108百万円
差引	20,140百万円

②正味支払保険金の内訳は、次のとおりであります。

支払保険金	8,810百万円
回収再保険金	2百万円
差引	8,808百万円

③諸手数料及び集金費の内訳は、次のとおりであります。

支払諸手数料及び集金費	386百万円
出再保険手数料	0百万円
差引	385百万円

④支払備金繰入額(△は支払備金戻入額)の内訳は、次のとおりであります。

支払備金繰入額 (出再支払備金控除前、(口)に掲げる保険を除く)	3,132百万円
同上にかかる出再支払備金繰入額	193百万円
差引(イ)	2,938百万円
地震保険および自動車損害賠償責任保険にかか る支払備金繰入額(口)	9百万円
計(イ+口)	2,948百万円

⑤責任準備金繰入額(△は責任準備金戻入額)の内訳は、次のとおりであります。

普通責任準備金繰入額 (出再責任準備金控除前)	1,651百万円
同上にかかる出再責任準備金繰入額	1百万円
差引(イ)	1,651百万円
その他の責任準備金繰入額(口)	742百万円
計(イ+口)	2,393百万円

⑥利息及び配当金収入の内訳は、次のとおりであります。

預貯金利息	0百万円
有価証券利息・配当金	104百万円
その他利息・配当金	0百万円
計	105百万円

3. 損害調査費、営業費及び一般管理費、及びその他特別損失として計上した退職給付費用は144百万円であり、その内訳は次のとおりです。

勤務費用	91百万円
利息費用	3百万円
数理計算上の差異の費用処理額	△3百万円
退職給付費用	91百万円
簡便法から原則法への変更による差額	52百万円
計	144百万円

4. 保険業法第113条繰延資産償却費の計算は、定款の規定に基づき行なっております。

5. その他特別利益はコンタクトセンター設立に伴う企業立地促進補助金等90百万円であります。

6. その他特別損失は退職給付引当金に係る簡便法から原則法への変更による差額52百万円であります。

7. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異については、当期純損失を計上したため記載しておりません。

8. 1株当たりの当期純損失は19,375円18銭であります。算定上の基礎である普通株式に係る当期純損失は5,562百万円、普通株式の期中平均株数数は287千株であります。

9. 当期から固定資産の減損に係る会計基準(「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」(平成14年8月9日 企業会計審議会)および「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」(平成15年10月31日 企業会計基準適用指針第6号))を適用しております。なお、当期において計上した減損損失はありません。

(資産をグルーピングした方法)

保険事業用資産は、全体で1つの資産グループとしております。また、保険事業等に用していない遊休不動産についてはそれぞれの物件ごとに1つの資産グループとしております。

10. 金額は記載単位未満を切り捨てて表示しております。

3 キャッシュ・フロー計算書

科目	年度	平成16年度	平成17年度	増減額
		(平成16年4月1日から 平成17年3月31日まで)	(平成17年4月1日から 平成18年3月31日まで)	
(単位：百万円)				
I 営業活動によるキャッシュ・フロー				
税引前当期純利益(損失)		△ 4,814	△ 5,545	△ 730
減価償却費		487	450	△ 36
支払備金の増加額		1,288	2,948	1,660
責任準備金等の増加額		2,612	2,393	△ 218
貸倒引当金の増加額		21	△ 7	△ 28
退職給付引当金の増加額		24	106	82
賞与引当金の増加額		4	26	21
価格変動準備金の増加額		1	1	0
利息及び配当金収入		△ 75	△ 105	△ 29
有価証券関係損益		△ 40	201	241
不動産動産関係損益		45	45	△ 0
その他資産(除く投資活動関連・財務活動関連)の増加額		△ 473	△ 495	△ 21
その他負債(除く投資活動関連・財務活動関連)の増加額		255	209	△ 46
その他(ソフトウェア)		△ 205	△ 178	27
小 計		△ 869	51	920
利息及び配当金の受取額		72	133	60
その他(保険業法第113条繰延資産償却費)		2,590	2,590	—
法人税等の支払額		△ 4	△ 5	△ 0
営業活動によるキャッシュ・フロー		1,789	2,770	980
II 投資活動によるキャッシュ・フロー				
有価証券の取得による支出		△ 8,719	△ 14,860	△ 6,141
有価証券の売却・償還による収入		5,025	5,058	33
II① 小 計		△ 3,693	△ 9,802	△ 6,108
(I + II①)		△ 1,904	△ 7,032	△ 5,127
不動産及び動産の取得による支出		△ 73	△ 108	△ 35
不動産及び動産の売却による収入		—	1	1
投資活動によるキャッシュ・フロー		△ 3,766	△ 9,909	△ 6,142
III 財務活動によるキャッシュ・フロー				
株式の発行による収入		1,500	2,000	500
財務活動によるキャッシュ・フロー		1,500	2,000	500
IV 現金及び現金同等物に係る換算差額		—	—	—
V 現金及び現金同等物の増加額		△ 477	△ 5,139	△ 4,661
VI 現金及び現金同等物期首残高		7,773	7,295	△ 477
VII 現金及び現金同等物期末残高		7,295	2,155	△ 5,139

(注) 1. 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲載されている科目の金額との関係

(平成18年3月31日現在)

現金及び預貯金	2,155百万円
有価証券	15,030百万円
現金同等物以外の有価証券	△ 15,030百万円
現金及び現金同等物	2,155百万円

2. 重要な非資金取引は該当ありません。

3. 投資活動によるキャッシュ・フローには、保険事業に係る資産運用業務から生じるキャッシュ・フローを含んでいます。

4 損失処理に関する書面

科目	(単位：百万円)			
	年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
当期末処理損失		12,857	17,680	23,243
次期繰越損失		12,857	17,680	23,243

5 一株当たり配当等

指標	(単位：百万円)			
	年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
一株当たり配当金		—円—銭	—円—銭	—円—銭
配当性向		—	—	—
一株当たり当期純損失		25,620円37銭	17,734円99銭	19,375円18銭

(注) 1株当たり当期純損失は $\frac{\text{当期純損失}}{\text{期中平均株数 (加重平均)}}$ により算出しております。

6 一株当たり純資産額

区分	(単位：千円)			
	年度	平成15年度末	平成16年度末	平成17年度末
一株当たり純資産額		45	30	16

7 一人当たり総資産

区分	(単位：百万円)			
	年度	平成15年度末	平成16年度末	平成17年度末
従業員一人当たり総資産		73	78	67

2 リスク管理債権

区分	(単位：百万円)		
	年度	平成16年度末	平成17年度末
破綻先債権額		—	—
延滞債権額		—	—
3ヵ月以上延滞債権額		—	—
貸付条件緩和債権額		—	—
合計		—	—

- (注) 1. 破綻先債権……破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸付金(以下「未収利息不計上貸付金」という)のうち、法人税法施行令に定める一定の事由が生じているものです。
2. 延滞債権……延滞債権とは、未収利息不計上貸付金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予したものの以外のものです。
3. 3ヵ月以上延滞債権……3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3ヵ月以上遅延している貸付金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものです。
4. 貸付条件緩和債権……貸付条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取り決めを行なった貸付金で、破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものです。

3 元本補てん契約のある信託に係る貸出金の状況

該当事項はありません。

4 債務者区分に基づいて区分された債権

区分	(単位：百万円)		
	年度	平成16年度末	平成17年度末
破産更正債権及びこれらに準ずる債権		—	—
危険債権		—	—
要管理債権		—	—
正常債権		—	—
合計		—	—

- (注) 1. 破産更正債権及びこれらに準ずる債権……破産、会社更生、再生手続等の事由により、経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権。
2. 危険債権……債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権。
3. 要管理債権……3ヵ月以上延滞貸付金及び貸出条件緩和債権(除上記(1)、(2))。
4. 正常債権……債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記(1)～(3)に掲げる債権以外のものに区分される債権。

5 保険金等の支払い能力の充実の状況(ソルベンシー・マージン比率)

項目	年度		(単位: 百万円、%)
	平成16年度末	平成17年度末	
(A)ソルベンシー・マージン総額	3,206	2,769	
資本の部合計(社外流出予定額、繰延資産及びその他有価証券評価差額金を除く)	991	19	
価格変動準備金	1	3	
異常危険準備金	2,507	3,150	
一般貸倒引当金	—	—	
その他有価証券の評価差額(税効果控除前)	△ 187	△ 293	
土地の含み損益	△ 105	△ 109	
負債性資本調達手段等	—	—	
控除項目	—	—	
その他	—	—	
(B)リスクの合計額	1,309	1,677	
$\sqrt{R_1^2 + (R_2 + R_3)^2 + R_4 + R_5}$			
一般保険リスク(R ₁)	1,050	1,347	
予定利率リスク(R ₂)	—	—	
資産運用リスク(R ₃)	174	203	
経営管理リスク(R ₄)	42	54	
巨大災害リスク(R ₅)	202	260	
(C)ソルベンシー・マージン比率 [(A)/(B)×1/2]×100	489.6	330.2	

(注) 上記の金額及び数値は、保険業法施行規則第86条及び第87条並びに平成8年大蔵省告示第50号の規定に基づいて算出しています。
 なお、当期から保険業法施行規則等の改正によりソルベンシー・マージン比率の算出方法が変更されております。このため、前期と当期の数値はそれぞれ異なる基準によって算出されております。

〈ソルベンシー・マージン比率〉

- 損害保険会社は、保険事故発生の際の保険金支払や積立型保険の満期返戻金支払等に備えて準備金を積み立てていますが、巨大災害の発生や、損害保険会社が保有する資産の大幅な価格下落等、通常の予測を超える危険が発生した場合でも、十分な支払能力を保持しておく必要があります。
- この「通常の予測を超える危険」(「リスクの合計額」(上表の(B)))に対して「損害保険会社が保有している資本・準備金等の支払余力」(すなわちソルベンシー・マージン総額: 上表の(A))の割合を示す指標として、保険業法等に基づき計算されたのが、「ソルベンシー・マージン比率」(上表の(C))です。
- 「通常の予測を超える危険」とは次に示す各種の危険の総額をいいます。
 - ① 保険引受上の危険(一般保険リスク): 保険事故の発生率等が通常の予測を超えることにより発生し得る危険(巨大災害に係る危険を除く。)
 - ② 予定利率上の危険(予定利率リスク): 積立型保険について、実際の運用利回りが保険料算出時に予定した利回りを下回ることにより発生し得る危険
 - ③ 資産運用上の危険(資産運用リスク): 保有する有価証券等の資産の価格が通常の予測を超えて変動することにより発生し得る危険等
 - ④ 経営管理上の危険(経営管理リスク): 業務の運営上通常の予測を超えて発生し得る危険で上記①～③及び⑤以外のもの
 - ⑤ 巨大災害に係る危険(巨大災害リスク): 通常の予測を超える巨大災害(関東大震災や伊勢湾台風相当)により発生し得る危険
- 「損害保険会社が保有している資本・準備金等の支払余力」(ソルベンシー・マージン総額)とは損害保険会社の資本、諸準備金(価格変動準備金・異常危険準備金等)、有価証券・土地の含み益の一部等の総額です。
- ソルベンシー・マージン比率は、行政当局が保険会社を監督する際に、経営の健全性を判断するために活用する指標のひとつですが、その数値が200%以上であれば「保険金等の支払い能力の充実の状況が適当である」とされています。

6 時価情報等

1 有価証券

-1 売買目的有価証券

該当事項はありません。

-2 満期保有目的の債券で時価のあるもの

該当事項はありません。

-3 その他有価証券で時価のあるもの

(単位：百万円)

種類	年度	平成16年度末			平成17年度末		
		取得原価	貸借対照表計上額	差額	取得原価	貸借対照表計上額	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	公社債	409	409	0	—	—	—
	株式	—	—	—	—	—	—
	外国証券	—	—	—	496	503	6
	その他	501	504	3	—	—	—
	小計	911	914	3	496	503	6
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	公社債	—	—	—	9,828	9,628	△ 199
	株式	—	—	—	—	—	—
	外国証券	4,801	4,610	△ 191	—	—	—
	その他	—	—	—	5,000	4,899	△ 100
	小計	4,801	4,610	△ 191	14,828	14,527	△ 300
合計	5,712	5,524	△ 187	15,324	15,030	△ 293	

-4 時価評価されていない主な有価証券の内容及び貸借対照表計上額

該当事項はありません。

2 金銭の信託

該当事項はありません。

3 金銭先物取引等

該当事項はありません。

4 保険業法に規定する金融等デリバティブ取引

該当事項はありません。

5 先物外国為替取引

該当事項はありません。

6 証券取引法に規定する有価証券店頭デリバティブ取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引又は外国市場証券先物取引

該当事項はありません。

7 証券取引法に規定する有価証券先物取引、外国有価証券市場における有価証券先物取引と類似の取引

(国債証券等及び証券取引法第2条第1項第9号に掲げる有価証券のうち同項第1号の性質を有するものに係るものに限る。)

該当事項はありません。

代表者による財務諸表の確認

本ディスクロージャー誌に掲載の財務諸表の適正性およびそれらの作成に係る内部監査の有効性は、当社の代表取締役社長が確認を行なっております。